

請求の併合

——行政事件訴訟法上の問題について——
(一)

川
内
嘉

- 一 はじめに
- 二 請求の併合の概要
 - (一) 請求の併合の意義
 - (二) 請求の併合の要件
 - (三) いわゆる「逆併合」の可否(以上本号)
- 三 請求の客観的併合と主観的併合
 - (一) 請求の客観的併合
 - (二) 請求の主観的併合
 - (三) 主観的予備的併合
- 四 第三者、原告による追加的併合
 - (一) 請求の追加的併合
 - (二) 訴えの変更との関係
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

現行の行政事件訴訟法は、一九六二年に行政事件訴訟特例法下で生じた解釈上の疑義を解決すべく制定されたのであるが、⁽¹⁾それ以後実質的な改正がなされることなく、現在に至っている。

行政事件訴訟法制定後、この四〇年間の行政訴訟の状況を見ると、国民にとって著しく利用がしにくいもので、行政事件数が極端に少ない、しかもその勝訴率も低い。行政訴訟の提起が容易でない制度的な不備に加え、判例の解釈が厳格にすぎることなどが障壁となり、実効的な権利救済を求める国民の期待に応えるものとはなっていない。それだけに、行政訴訟は、「国民の側からすれば殆ど実効性のない不毛地帯」⁽²⁾とか、救済制度が「心筋梗塞」や「破産」状態にあり、「国民の裁判を受ける権利は死に体に近い状態に陥っている」⁽³⁾との指摘がなされている。このような厳しい評価に代表されるように、これまでの行政訴訟の運用実態は、包括的実効的な権利救済という観点からも、法律による行政の原理を司法により担保するという観点からも、著しい機能不全ともいえるべき状況が続いており、行政事件訴訟法には、法制度的に改善すべき多くの問題点が存在することが共通の認識となっている。

当初は、柔軟な運用を目指すところの解釈論による改善が試みられたのであるが、それを受容しない判例が固定化する傾向をみせるなかで、次第に解釈論だけでなく、行政訴訟の機能不全の原因は行政事件訴訟法それ自体にあるとの視点から法律そのものの改正を目指す立法論が登場し、八〇年代後半からは立法論への傾斜に拍車がかかり、改正論議が本格化するようになる。現在では、「行政の運営の適正と国民の権利救済の実効性の確保の観点から、行政事件訴訟法を早急に抜本的に改正すべきである」⁽⁴⁾との主張がなされる中、抜本的改正論⁽⁵⁾や部分改正論⁽⁶⁾など数多くの提言⁽⁷⁾がなされていて、「行

政事件訴訟法改革論議は次第にその広がり及び深さを加えつつある⁽⁸⁾状況にあるといえる。

このような中で、二〇〇一年六月、「司法制度改革審議会意見書」において、行政訴訟制度改革の必要性が指摘されたことを受けて、司法制度改革推進本部に行政訴訟検討会が設けられ、行政事件訴訟法の改正に向けた検討が進められている⁽⁹⁾。

行政事件訴訟法の改正を論ずる上で、現行の行政事件訴訟法の現状を検証し、それが抱える課題を明確にする必要があることは論を俟たないであろう。ただ、行政事件訴訟法が抱える問題は、その範囲や論点が広く、しかもそれらは相互に関連し、その上に行政救済制度のあり方という本質的な問題とも深く結合している。それだけに、各論点の問題点の析出とそれらを包摂する総括的な検討が求められるのであるが、このような検討は今後の課題として、本稿では、さしあたり、行政事件訴訟法が定める請求の併合の問題に焦点を絞り、その内容と動向を整理し、同法下での問題点を明確にすることとする⁽¹⁰⁾。

〈註〉

(1) 立案に携われた田中二郎博士は、「行政事件訴訟の本質をどのように考え、これを訴訟法的にどのように位置づけるべきか」という問題は、……一応、将来の課題として、さしあたり、過去十数年の行政事件訴訟の運用の実際の経験に照らし、現行制度に不備欠陥があり、解釈上の疑義が少なからず生じているので、これを除こうとして新しく制定された」(田中二郎「行政争訟制度の改正」法律時報三四卷一〇号九頁)と述べる。

行政事件訴訟法の制定過程における詳細な関係資料としては、塩野宏編著『日本立法資料全集5 行政事件訴訟法(1)』(信山社一九九二年)、同『日本立法資料全集6 行政事件訴訟法(2)』(信山社一九九二年)、同『日本立法資料全集37〜41 行政事件訴訟法(3)〜(7)』(信山社一九九四年〜一九九五年)参照。

請求の併合(川内)

- (2) 中平健吉「行政訴訟—この険しい道」ジュリスト九二五号一九五頁。
- (3) 阿部泰隆『行政訴訟改革論』(有斐閣一九九三年)一頁、はしがき。
- (4) 同「司法改革への提言(下)」自治研究七五卷九号二四頁。
- (5) 代表的なものとして、山村恒年『市民のための行政訴訟制度改革』(信山社二〇〇〇年)、阿部泰隆「行政事件訴訟法改正の提言」民事法情報九一号二—三頁、木村弘之亮『二〇〇一年行政事件訴訟法草案』(信山社二〇〇一年)参照。
- (6) 高木光「行政事件訴訟法改正」ジュリスト二二一七号六七頁は、「行政事件訴訟法については、当面一部改正を急ぐべきであり、成案を得るには長い期間を要する抜本的改正は将来の課題とすべき」と主張する。
- (7) 議論の現況については、行政法理論研究会「行政事件訴訟法を見直す(上)・(下)」自治研究七六卷五号三頁以下・七六卷六号三頁以下、平田和一「『司法改革』と行政訴訟」法律時報七二卷一号八二頁以下、浜川清「行政訴訟改革について」法律時報七三卷七号六三頁以下、西原雄二「行政事件訴訟法改正に関する一考察」日本法学六六卷三号四〇三頁以下、阿部泰隆「基本科目としての行政法・行政救済法の意義(四)・(五)・(六)」自治研究七七卷七号三頁以下・九号三頁以下・七八卷一号一六頁以下など参照。
- (8) 塩野宏「行政事件訴訟法改正論議管見」成蹊法学四二号四六頁。
- (9) 審議の状況は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/05gyouseisoyoo.html>で公表されている。
- (10) 行政訴訟改革については、「特集行政事件訴訟法の基本問題」法学教室二六三号八頁以下参照。

二 請求の併合の概要

(一) 請求の併合の意義

民事訴訟においては、一の訴えで複数の請求が定立された場合、特に各請求が相互に関係するものであるときには審理

の重複や裁判の矛盾抵触を避け当事者の負担を軽減させる見地から、複数の請求を併合して一の訴訟手続で審判する各種の訴訟形態が許容されており、これを請求の併合と呼ぶ。

行政訴訟においても、訴えを併合する意義は民事訴訟と異なるところはない。そこで、行政事件訴訟法は、行政訴訟に他の行政訴訟ないし民事訴訟を併合する場合について、規定を置いている。すなわち、同法は、行政訴訟の特質に鑑み、民事訴訟法とは別の建前で、関連請求という概念を定め（行訴法二三条）、訴訟手続の同種・異種を問わず、関連請求の範囲に限り請求の併合を認めることとする。その趣旨は、処分取消請求に關係ある請求を併合することで審理の重複、裁判の矛盾抵触を避け、同一処分に関する紛争を一挙に解決するとともに、他面、請求の併合は右の目的に役立つ程度にとどめ、それ以上には併合を抑制し、もって審理の複雑化を防止し、取消訴訟自体の迅速な審理裁判を図ろうとすることにあるとされる。⁽¹⁾

行政事件訴訟特例法も関連請求の併合に関して、同法六条一項に、「第二条の訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求（以下関連請求という。）に係る訴に限り、これを併合することができる。」と定めていた。しかし、この規定は関連請求の定義を欠くなど簡単にすぎたため、①同条は客観的併合の要件のみをしぼった規定で主観的併合を定めた民事訴訟法の共同訴訟の規定の適用は排除されないのではないか、②取消訴訟のいかなる段階で請求の併合が認められるのかなど同条の適用範囲につき疑問が提出され⁽²⁾、請求の併合を許容するかどうかをめぐり実務上の混乱が生じていた。また、関連請求に係る訴えが抗告訴訟とは別の裁判所に係属した場合、その移送について明文の規定を欠いていたため、裁判例が分かれることにもなった。

これらの問題を立法的に解決するため、行政事件訴訟法は、併合審理を許容する関連請求の範囲を詳細例示し、関連

請求に係る訴訟を移送できるものとともに（行訴法二三条）、同法一六条ないし二〇条で取消訴訟に關連請求に係る訴えに限り併合することを認め、これを当事者訴訟に準用している（同法四一条二項）。

一般に、請求を併合する形態は、一の訴訟手続で、原告から被告に複数の請求を定立する請求の客観的併合と、複数の原告からまたは複数の被告に対して請求の審判を求める主観的併合（共同訴訟）に、また訴訟提起と同時に他の請求と併合になる原始的併合と、係属中の併合行為により併合となる追加的併合に分かれる。行政事件訴訟法は、原始的併合については、關連請求に係る訴えにつき、同法一六条が取消訴訟との客観的併合を、同法一七条が主観的併合を、また、追加的併合については、同法一九条が原告が行うものを、同法一八条がそれ以外の第三者が行うものを定める。なお、請求の併合と類似の効果は、訴えの変更および弁論の併合によっても発生することになる。

原告による追加的併合には、従前の被告に対する客観的追加的併合と、新たな第三者に対する主観的追加的併合が認められる。民事訴訟では、明文がない場合には主観的追加的併合が否定されているので（最三小判昭和六二・七・一七民集四一卷五号一四〇二頁）、民事訴訟の例による場合には、原告は別訴を提起することが余儀なくされることになる。その点で、主観的追加的併合が認められている意義は大きい。

第三者による追加的併合は、第三者が取消訴訟の当事者の一方を被告として、關連請求を主観的追加的に併合提起するもので、一種の訴訟参加を認めたものといえる。

(二) 請求の併合の要件

行政事件訴訟法における請求の併合の基本的な要件は、当該請求が同法二三条に定める關連請求に該当することである。

従つて、抗告訴訟に併合することが許されるのは関連請求に係る訴えに限定される。関連請求に該当する訴えであれば、本来取消訴訟とは異種の訴訟手続となる民事訴訟についても併合が可能となる。これは、請求の併合を原則として同種の訴訟手続によるものに限定している民事訴訟と比較して、大きく異なる点である。

関連請求に該当しない請求についても請求の併合が許容されるか否かには議論がある。

一般に、関連請求に限定し併合を許容する趣旨は、無制限な請求の併合による審理の混乱と遅延を防止するためであつて、関連請求に該当しない請求については、訴えの客観的併合に関する民事訴訟法一三六条および主観的併合（共同訴訟）に関する同法三八条の例によつて訴えを併合提起することは予定されていないと解されている。⁽³⁾

併合される請求の関連請求への該当性のほか、抗告訴訟と関連請求に係る訴えの併合が認められるには、①基本となる抗告訴訟および関連請求に係る訴えが適法であること、②基本となる抗告訴訟および関連請求について当該裁判所が管轄権を有することが要件となる。

関連請求に係る訴えが併合要件を満たして提起されれば、裁判所の決定等を要することなく当然併合されたものとして取り扱われる。

基本となる抗告訴訟および関連請求に係る訴えの適法性に関連して問題となるのは、抗告訴訟が不適法として却下された場合の関連請求の取り扱い、および併合提起された請求が関連請求の要件を充足しない場合の取り扱いで、これらの訴えを不適法なものとして却下すべきか、それとも独立の訴えの要件を備えている限りこれを適法な訴えとして取り扱うべきかの対立がみられる。

従来裁判例は、訴訟遅延や訴訟制度上の混乱を理由に併合提起された訴えを独立の訴えとして取り扱うことをせず不適

法として却下すべきであるとする不適法却下説と、訴訟経済上の要請から独立の訴えとして取り扱い、自ら審判するか、または管轄裁判所へ移送するのが相当であるとする独立の訴え説とに分かれていた。

不適法却下説をとる判例として、以下のものがある。

- ① 東京高判昭和三八・二・二七行裁例集一四卷二号三九八頁
 - ② 東京地判昭和四五・一・二六訟務月報一六卷一〇号一一五六頁
 - ③ 東京高判昭和四八・一〇・二三東京高民時報二四卷一〇号一八三頁
 - ④ 札幌高判昭和五五・一二・一七判例時報一〇一四号五七頁⁽⁴⁾
 - ⑤ 浦和地判昭和五八・八・三判例時報一〇九七号二九頁
- 独立の訴え説をとる判例として、以下のものがある。
- ⑥ 福岡高判昭和四八・三・一三訟務月報一九卷七号一〇四頁
 - ⑦ 名古屋地判昭和五三・七・二〇訟務月報二四卷一〇号一九〇七頁
 - ⑧ 旭川地判昭和五六・三・一九行裁例集三二卷三号四〇二頁

不適法却下説をとる判例のなかで、①は判決言渡期日指定後に損害賠償訴訟を予備的追加的に申立てた事案、③は損害賠償請求訴訟の提起が控訴審でなされ被告の同意が必要となる事案、④は損害賠償請求の提起が第一審の口頭弁論終結後になされ併合要件を欠く事案で、これらの事案は併合提起された訴え自体に問題があることに留意する必要がある、取消訴訟が「当初から不適法であることが明確であり補正できない場合に、これまた不適法な損害賠償訴訟を提起したような場合には、両訴訟とも却下されるといったまでである」⁽⁵⁾との指摘がある。②と⑤の判例についてみると、②は担当検事を

被告に不起訴処分は無効確認を求めた請求に国を被告とする損害賠償請求を併合した事案で、また⑤は収税官吏を被告に差押処分の無効確認の訴えに不当利得返還請求を追加的に請求した事案で、両者とも審理の重複、裁判の矛盾を避けるとの関連請求の併合の趣旨を述べるだけで、それ以外に不合法として却下する理由は示されていない。

学説は、取消訴訟と関連請求としての訴訟との間に併合要件があるかどうかの問題と、併合要件を欠く場合の訴訟の取り扱いの問題とは峻別して考えるべきことを前提に、訴訟経済の観点から、できる限り原告の有利に生かそうとする点から、一致して独立の訴え説をとり、不合法却下説をとる見解は見当たらない。

最一小判昭和五九・三・二九判例時報一一二二号一一〇頁は、原審が取消訴訟に追加的に併合提起された損失補償請求の訴えが関連請求に該当しないとの理由で却下した事案につき、併合要件を満たさない場合であつても当該請求が訴訟要件を充足する限り、不合法として却下することなく独立の訴えとして取り扱い管轄裁判所に移送すべきであると判示して独立の訴え説を採用した。ただし、それが取消訴訟と同一の訴訟手続内での審判を前提とし、専らかかる併合審判を目的としてなされたものと認めるべき特段の事情の存在するときは、例外的に不合法として却下されることになることも判示し、例外的に不合法却下となる場合を示唆している。⁽⁷⁾

このように、併合要件を充足しない関連請求に係る訴えについては、独立の訴えとして訴訟要件を具備している限り、これを独立の訴えとして取り扱うのが、現在の学説および実務の大勢である。⁽⁸⁾ただし、前記最判が例外とする「特段の事情の存在」が認められる事情とはどのようなものかを検討していく必要がある。

つぎに、抗告訴訟および関連請求についての当該裁判所の管轄権の問題があり、併合される関連請求につき受訴裁判所が管轄権をもつことも併合要件となる。

取消訴訟について当該受訴裁判所に管轄権があるのであれば、関連請求についても、常に管轄権を有しているものと解されている。ただ、その根拠について、行政事件訴訟法一六条・一七条が管轄裁判所に関連請求の併合提起を認めていることにより当然に基本となる取消訴訟の管轄裁判所に関連請求の併合管轄を認められるのであり、併合請求の裁判籍を定める民事訴訟法七条(旧民法二二条)を準用する余地はないとする見解と、関連請求の管轄は行政事件訴訟法七条により民事訴訟法七条が準用されるとする見解に分かれる。⁽⁹⁾

前者の見解をとる判例として、①大阪高決昭和四八・七・一七行裁例集二四卷六・七号六一七頁、②東京地決昭和五五・七・一一行裁例集三一巻七号一四八六頁、③盛岡地決昭和五八・八・一六訟月三〇巻三号五一二頁があり、後者の判例として、④大阪地決昭和四八・二・七行裁例集二四卷六・七号六二二頁がある。しかし、いずれの見解をとるにしても、結論的には取消訴訟の管轄権を有する受訴裁判所が併合提起された関連請求についても管轄権をもつことには変わりはない。

(三) いわゆる「逆併合」の可否

行政事件訴訟法一六条ないし一九条一項の規定は、前述のごとく、同法二三条の規定する関連請求の関係にある限り、取消訴訟に民事訴訟を併合することを認め、これを当事者訴訟に準用している(同法四一条二項)。これらの規定によつて認められるのは、あくまで取消訴訟を基本として、これに民事訴訟を併合すること(いわゆる「順併合」)である。これとは逆に、民事訴訟を基本として、これに行政事件訴訟を併合すること(いわゆる「逆併合」)については、民事訴訟法にも、行政事件訴訟法にも、何ら規定するところがない。そこで従来、この「逆併合」の可否が、一連の「予防接種禍訴訟」等において問題となり議論を呼ぶことになった。これらの訴訟において、まず民事訴訟である国家賠償請求訴訟が

提起され、訴訟手続の進行中に、当事者訴訟である損失補償請求を予備的、追加的に併合することが申立てられたことによる。

民事訴訟法一三六条(旧民訴二二七条)は同種の訴訟手続を前提に複数の請求の併合を認めるが、異種の手続となる民事訴訟への行政訴訟の併合はこの規定からは当然には認められないことになる。民事訴訟法の例外規定となるのが、行政事件訴訟法の関連請求の併合に関する規定であるので、「逆併合」の可否はその準用を認めるかどうかの問題となる。

「逆併合」の可否については、肯定説と否定説の両説がある。

学説においては、肯定説は、通常の民事訴訟においても、その請求と関連する行政訴訟を併合することは行政事件訴訟法の併合規定の準用により許されるとして行政事件訴訟法の規定の準用を認める⁽¹⁰⁾。

行政法の多くの学説は、行政事件訴訟法の併合に関する規定は、行政訴訟を基本として、これに行政訴訟を含む関連請求の併合を認めるものであつて、その逆を認めるものではないとして、「逆併合」への準用ないし類推適用を否定する⁽¹¹⁾。

ただ、取消訴訟をはじめとする抗告訴訟はともかくとして、実質的当事者訴訟の訴訟手続が実質的に民事訴訟のそれと同じであることを理由に、民事訴訟に当事者訴訟を併合することを肯定する見解も存在する⁽¹²⁾。

下級審の判例においては、①名古屋地判昭和六〇・一〇・三一判例時報一一七五号三頁、②福岡地判平成元・四・一八判例時報一三一三三号一七頁などが肯定説をとる一方、③札幌高判昭和六一・七・三一判例時報一二〇八号四九頁などは否定説をとる⁽¹³⁾。

このように、学説・判例が対立する状況下において、最三小判平成五・七・二〇民集四七卷七号四六二七頁は、道路拡幅に起因する周辺環境などの破壊により、旅館業等の営業が衰退したことを理由に提起された国家賠償法一条(予備的に

民法四一五條)に基づく損害賠償請求訴訟に、控訴審⁽¹⁴⁾で損失補償請求が予備的・追加的に併合請求され、その請求が却下された事案において、①被告を同じくすること、②いずれも対等の当事者間で金銭給付を求めていること、③その主張する経済的不利益の内容が同一で請求額もこれに見合うものであること、④同一の行為に起因するものとして発生原因が実質的に共通すること、を挙げて、両者は相互に密接な関連性を有するもので、請求の基礎に同一性があるとして、控訴審においては相手方の同意を条件に、民事訴訟法の規定に準じて追加的併合が許されると判示した。⁽¹⁵⁾ 本判決は、民事訴訟を基本にこれに他の請求を併合する場合には、行政事件訴訟法が定める関連請求の併合規定が類推適用されるとの立場をとることなく、民事訴訟法の規定に「準じて」、⁽¹⁶⁾ここでは旧民事訴訟法二二二條が明文で規定する「請求ノ基礎ニ変更ナキ限り」の要件の枠組みで、併合の可否を判断しているものである。

なお、本判決が、旧民事訴訟法二二三條が要求していない控訴審における併合についての「相手方の同意」を条件としたことは、行政事件訴訟法上控訴審での追加的併合には相手方の同意を要することとの均衡を配慮したものとされている。そして、本判決は、「本件においては控訴審において被告の同意があつたものとは認めすることはできないから、本件予備的請求を追加することは許されず、この申立ては専ら主位的請求と併合審理を受けることを目的としてされたものと認められるから、この訴えは管轄裁判所に移送する措置をとることなくこれを却下すべきである」と判示している。

このように、通常の民事訴訟における訴えの変更と異なる解釈を示し、控訴審において「相手方の同意」が必要となると判示した点について、実質的当事者訴訟においては職権証拠調べを除きそれ以外の行政庁の訴訟参加など行政訴訟特有の規定は適用がないとして、「相手方の同意」が必要となることへの疑問が呈されている。これに対して、行政庁の訴訟参加が問題となる余地があり、また行政庁に対する判決の拘束力が必要となる場合があるとの反論がなされている。⁽¹⁷⁾ 民事

訴訟に対する当事者訴訟の手続的独自性に関連する問題となるわけで、民事訴訟法の規定に「準じて」との意味や「相手方の同意」の要否はそれと関連づけて検討を深めていく必要がある。⁽¹⁸⁾

〈註〉

- (1) 杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」法曹時報一五卷三三七七頁。
 - (2) 研究会「行政事件訴訟法」ジュリスト二六二号六三頁。
 - (3) これに対し、同一人に対する各年別の課税処分、各月別の課税処分のようなものについては、関連請求に該当しないものであっても、客観的併合については、同種の訴訟手続に関するものであれば、民訴法一三六条の例によりこれを肯定する説もある（渡部吉隆・園部逸夫編『行政事件訴訟法体系』（西神田編集室・一九八五年）三四二頁「濱秀和」。これに対し、関連請求にのみ併合を限定しても、この説が指摘するような事案については、むしろ、弁論の併合を認めることによって、適切に問題の解決を図ることができるとする見解がみられる（園部逸夫編『注解行政事件訴訟法』（有斐閣一九八九年）二七一頁、司法研修所編『改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究』（法曹會二〇〇〇年）一三三九頁）。
 - (4) 本判決の評釈として、白井皓喜「判例評論」判例時報一〇三四号五七頁参照。
 - (5) 古崎慶長「訴えの併合(1)」『裁判実務体系1行政争訟法』（青林書院新社一九八四年）二六七頁。
 - (6) 独立の訴え説をとる見解には、矢野邦雄「請求の併合および変更」『行政法講座三卷』（有斐閣一九六五年）二八八頁、古崎慶長「取消訴訟が不適法な場合と関連請求としての国家賠償訴訟」『民商法雑誌八六卷五号七三四頁などがある。
 - (7) 大藤敏「訴えの追加的併合が不適法な場合と裁判所の採るべき措置」『昭和五九年行政判例解説』（ぎょうせい一九八六年）五七三頁以下参照。青野洋士「判例解説」判例タイムズ六七号三三四一七頁は、「当該事情の存在を一種の消極的訴訟要件としてとらえたものと解することができるが、特段の事情となるのは併合審判に関する原告の目的という主観的事情であり、このような主観的事情を訴えの適否を決する訴訟要件のものとしてとらえることができるかについて問題が残る」と指摘する。
- なお、「特段の事情」を認めて、関連請求に係る訴えを不適法却下した判例に、①在留許可を一年とする更新許可処分の取消

しおよび在留期間を三年とする更新許可を求める訴えと、更新許可処分により被った損害の賠償を求める訴えが提起された事件で、特段の事情を認定して、いずれの訴えも却下した福岡地裁昭和六二・六・三〇判例時報一二五〇号三三頁、②名誉毀損罪で告訴するに必要な費用を公金から支出したことが違法であるとして、住民訴訟の住民代位請求訴訟を提起し、右関連請求として名誉毀損罪で告訴した行為が違法な公権力の行使に当たるとして町に対して国家賠償請求訴訟が提起された事件で、関連請求に該当しないとしつつ専ら併合審判を受けることを目的としてなされたとして国家賠償請求を却下した京都地裁平成五・一二・一〇判例地方自治一二四号一頁がある。

(8) 司法研修所編・前掲書二四二頁。

(9) 準用否定説には、渡部吉隆Ⅱ園部逸夫編・前掲書二四二頁「濱秀和」、南博方編『条解行政事件訴訟法』(弘文堂一九八七年)五二四頁「宍戸達徳Ⅱ金子順一」などがあり、準用説をとる見解には、南博方編『注釈行政事件訴訟法』(有斐閣一九七二年)一四三頁「仲江利政」、大喜多啓光「取消訴訟と関連請求が併合提起された場合の裁判管轄」別冊判例タイムズ二号一四九頁などがある。

(10) 菊井維大Ⅱ村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅱ』(日本評論社一九八九年)一二五頁他。

(11) 園部逸夫編・前掲書一七二頁「近藤崇晴」、渡部吉隆Ⅱ園部逸夫編・前掲書六九頁「山田二郎」、南博方編『条解行政事件訴訟法』五五五頁「宍戸達徳Ⅱ金子順一」、矢野邦雄「関連請求の併合とその問題点」『実務民事訴訟講座八卷』(日本評論社一九七〇年)一八五頁等。

(12) 阿部泰隆「公法上の実質的当事者訴訟と予防接種禍訴訟」判例タイムズ六二二号一三頁、遠藤博也「行政上の請求権に関する一考察」北大法学論集二八巻五・六号一〇六九頁。

(13) 「逆併合」の可否の裁判例については、三村量一「判例解説」『最高裁判例解説民事篇平成5年度』七〇五―七頁参照。

また、中込秀樹「判例解説」判例タイムズ八八二号三二九頁は、「従来、この問題については、名古屋地判昭和六〇・一〇・三一(判タ五七三号一〇頁、判時一一七五号三頁)において判断されるまで実務的には意識されておらず、併合できることを当然の前提とした判断がされてきていた」と述べる。

(14) 福岡高判昭和六三・五・二六判例地方自治五二二号三三頁は、損害賠償の各請求については、控訴を棄却し、予備的・追加的併

合を主張した損失補償請求については、「一般的に民事訴訟に行政訴訟を併合することを認めると、その審理手続がどのようなかとの問題があり、主たる民事訴訟の手続で審理されることになること…行政訴訟の趣旨を没却することになり、妥当ではないと考えられる。〔中略〕民訴法二二三一条一項…は同種の手続を前提とするものであつて、本件は異種の手続にかかる請求の追加的変更の申立てであるから、同条項によることも許されない。」と判示して、請求を却下している。

- (15) 三村・前掲七〇七―八頁は、本判決以前において「逆併合」の可否について明確な判断を示した最高裁判決は存在しないが、それを肯定する見解を前提としたと解し得る判例があるとして、①火災の際に類焼防止のため損壊された建物の所有者が、第一審の段階から国家賠償法一条に基づく損害賠償請求を主位的請求とし、消防法二九条三項後段に基づく損失補償を予備的請求として併合請求した事案である最三小判昭和四七・五・三〇民集二六卷四号八五一頁と、②採鉱予定地に町が学校を建築したため採鉱できなくなった鉱業権者が、町に対して不法行為に基づく損害賠償請求を求め訴えを提起し、控訴審において憲法二九条三項に基づく損失補償請求を予備的、追加的に併合した最二小判昭和五七・二・二五民集三六卷二号一一七頁を挙げている。

- (16) 中込・前掲三三一九頁は、本判決の「理論的立場は、むしろ阿部泰隆「公法上の実質的当事者訴訟と予防接種禍訴訟」(判タ六二一号二頁)に近いとも見られる。」と評価する。

- (17) 三村・前掲七一四頁(注一)参照。

- (18) 神橋一彦「判例解説」『行政判例百選(第四版)』(有斐閣一九九九年)四八七頁。